

豊田市花のあるまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、市民の花づくり活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市民の花づくり活動を支援することにより、花のあるまちづくりを推進し、もって潤いと安らぎのある美しいまちを実現することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる団体とする。

- (1) 市内の自治区
- (2) 市内の老人クラブ
- (3) 市内の子ども会
- (4) 5人以上かつ3世帯以上で結成された団体
- (5) その他市長が認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助事業者になれないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が役員となっている団体
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内において、花壇、プランター等を用いて公道等の公の場所から不特定多数の者が観賞することができる花飾りを制作する事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 花のあるまちづくり活動としてふさわしいものであること。
- (2) 特定の個人、企業等の施設を飾るものでないこと。
- (3) 花壇にあっては面積が2平方メートル以上、プランター等にあっては個数が10個以上であること。
- (4) 年2回以上播種又は植替えを行うこと。ただし、花壇等の面積の3分の1以内の多年草又は低木の播種又は植替えについては、この限りでない。

2 補助事業者が、花壇の新設費又はプランター等の購入費に係る補助金の交付を受けたときは、事業を3年以上継続して実施しなければならない。

3 花壇及びプランター等の設置に当たり、同一敷地内において補助事業を行うことができるのは、一の団体に限る。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額の決定に当たって、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、毎年9月30日までに、花のあるまちづくり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し

なければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）（新規申請者のみ）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 業者の見積書の写し
- (4) 団体名簿（様式第4号）
- (5) 位置図（前年度と同じ内容であれば、省略できるものとする）
- (6) 平面図及び面積計算書（前年度と同じ内容であれば、省略できるものとする）
- (7) 公函（道路占用許可申請が新規に必要な団体のみ）
- (8) 申請地の土地所有者又は管理者の同意書（様式第5号）の写し（承諾期間内であれば省略できる）
- (9) 植栽予定場所の写真（前年度と同じ内容であれば、省略できるものとする）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請額が予算を超過したとき又は超過するおそれがあるときは、当該申請を受け付けないことができるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、花のあるまちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知しなければならない。

（補助事業の着手）

第8条 補助事業者は、前条の補助金の交付決定通知を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

（計画の変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に花のあるまちづくり事業計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、花のあるまちづくり事業補助金変更決定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したとき又は年2回以上の播種若しくは植替えが終了したときは、当該完了等又は終了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、花のあるまちづくり事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の支払いに係る領収書の写し
- (2) 購入した品目の分かる納品書又は請求書の写し
- (3) 振込口座通帳の表紙及び見開き1ページの写し
- (4) 植栽場所の完了写真（植替え等の実施ごとに撮影）

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたと

ときは、交付すべき補助金の額を確定し、花のあるまちづくり事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）第3条第2項各号のいずれかに該当する団体であることが判明したとき。
- （4）その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備副部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成24年度以後に補助金の交付申請をした者について適用し、平成23年度以前に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費及び補助金額

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
1 花壇の新設に係る次の経費 (1) 原材料費 (2) 業者による花壇整備費 (3) 原材料の運搬費 (4) 重機に係る費用	補助対象経費に5/10を乗じて得た額以内の額とし、1㎡当たり8千円及び1団体当たり10万円を限度とする。
2 プランター等の購入に係る次の経費 (1) 原材料費	補助対象経費に5/10を乗じて得た額以内の額とし、1個当たり1万円及び1団体当たり10万円を限度とする。
3 花苗等の購入に係る次の経費 (1) 花苗(低木を含む。)、球根、種子、肥料等の購入費 (2) 花壇等の補修に係る資材等の購入費	補助対象経費に5/10を乗じて得た額以内の額とし、2万5千円を限度とする。

注意 1 花壇の新設に係る経費及びプランター等の購入に係る経費については、1団体につき初回申請時の1回限りの補助とし、両者を併用することはできません。ただし、花壇の新設に係る経費又はプランター等の購入に係る経費と花苗等の購入に係る経費を併用することはできます。

- 2 花苗等の購入に係る交付申請は年1回としますので、植替え分を含めて申請してください。

豊田市長 様

(申請者) 住所 _____
 名称 _____
 代表者氏名 _____
 連絡先（電話） _____

年度 花のあるまちづくり事業補助金交付申請書

年度において、花のあるまちづくり事業を実施したいので、豊田市花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業費	金 円
2 補助金交付申請額	金 , 000円
3 申請場所	豊田市
4 事業実施予定	年 月 日 年 月 日
5 補助事業の内容	

添付書類（該当箇所の□にチェック）

- 1 事業計画書（新規申請者のみ）
- 2 収支予算書
- 3 業者の見積書の写し
- 4 団体名簿（□前年度と同じにつき省略）
- 5 位置図（□前年度と同じにつき省略）
- 6 平面図及び面積計算書（□前年度と同じにつき省略）
- 7 公図（道路占用許可申請が新規に必要な団体のみ）
- 8 申請地の土地所有者又は管理者の同意書の写し（□承諾期間内につき省略）
- 9 植栽予定場所の写真（□前年度と同じにつき省略）

花のあるまちづくり事業補助金事業計画書

事業名	年度 花のあるまちづくり事業		
団体名			
申請場所	豊田市		
申請地の所有者 又は管理者	住所		
	氏名		
事業の目的			
事業内容	植替え回数	回	
	花壇新設	㎡	
	プランターの購入	個	
着手予定日 (1回目の植栽日)	年 月 日	完了予定日 (最終の植栽日)	年 月 日

新規申請団体申告 (花壇新設又は、プランターの新規購入を希望する団体のみ記入)

- 花壇の新設費またはプランター等購入費の補助金を申請するにあたり、この団体は過去に公園緑地協会および豊田市から、類似の花助成制度を受けたことはありません。

花壇の新設費及びプランター等の購入費については、1団体初回申請時(花苗等の購入費補助を含む)の1回限りの補助です。

※ < 花壇 >

- ① 2㎡以上の面積を条件とします。
② 補助金の対象は1㎡当たり単価8千円、全体金額10万円を上限とします。

※ < プランター >

- ① 10個以上の設置を条件とします。
② 補助金の対象は1個当たり単価1万円、全体金額10万円を上限とします。

収 支 予 算 書

事業名 花のあるまちづくり事業

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
豊田市補助金		
合 計		支出合計金額と一致

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
合 計		

土地同意書

下記の土地を都市緑化及び緑化啓発のため、下記の者が計画的に行う事業に使用することを同意します。

記

使用者 名称及び
代表者名

使用する目的 花壇等の設置
草花の植栽
プランターの設置

使用土地の所在
豊田市

使用面積

同意期間

年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

土地所有者又は管理者

住所

氏名

㊞

（注）1 花壇設置場所が国・県・市道敷地等の場合は、原則道路占用許可が必要となります。許可書が土地同意書に代わります。
（市公園敷地内の許可書も同様です）

団体名

代表者 様

花のあるまちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました、 年度花のあるまちづくり事業補助金については、花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業 花のあるまちづくり事業
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 3年間継続して事業を実施すること。
(花壇の新設、プランター等の購入を申請した場合)
 - (2) 年2回以上の播種、又は植替えを行うこと。
 - (3) 1年間を通じて適切な維持管理を行うこと。
 - (4) 花のあるまちづくり事業を廃止するときは、原型復旧をすること。
- 4 その他
 - ① 事業内容に変更（見積金額の減額）があるときは、速やかに連絡してください。
 - ② 事業完了後（年2回以上の播種、又は植替え）30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第9号）を提出してください。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
連絡先（電話） _____

年度花のあるまちづくり事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の花のあるまちづくり事業について、下記のとおり計画変更したので、花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更内容

変更前

項 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

変更後

項 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

団体名
代表者 様

花のあるまちづくり事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した花のあるまちづくり事業に対する補助金の交付決定を花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり変更する。

年 月 日

豊田市長 印

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

区 分	変 更 前	変 更 後

3 条 件

豊田市長 様

(申請者) 住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____
連絡先（電話） _____

年度花のあるまちづくり事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度花のあるまちづくり事業を完了したので花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 収支決算

収 入 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
豊田市補助金		
合 計		

支 出 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
内		
合 計		

添付書類

- (1) 事業費支払の領収書と購入した品目のわかる納品書又は請求書（写し）
- (2) 振込口座通帳表紙及び見開き1頁（写し）
- (3) 植栽場所の完了写真（植替え等の実施ごとに撮影）
 - ・設置箇所が5箇所を超える場合の完了写真は、取扱基準に準ずる。

団体名
代表者 様

花のあるまちづくり事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度花のあるまちづくり事業補助金については、花のあるまちづくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業 花のあるまちづくり事業